



平成 22 年 2 月 8 日

各 位

会 社 名 JVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役会長 兼 社長 兼 CEO 河原 春郎
(コード番号 6632 東証第一部)
問合せ先 取締役 兼 CFO 尾高 宏
(TEL 045-444-5232)

調査委員会報告と過年度決算の訂正概要、 平成 22 年 3 月期第 3 四半期の四半期報告書の提出遅延 および監理銘柄(確認中)指定の見込みに関するお知らせ

当社グループでは、平成 22 年 1 月 4 日付「第 2 四半期決算に係る損失処理等の再検討、調査委員会の設置および日本ビクターによる平成 22 年 3 月期半期報告書の提出遅延に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、平成 22 年 3 月期第 2 四半期における当社連結子会社の日本ビクター株式会社（以下「ビクター」といいます。）に係る損失処理等について、外部専門家を含む調査委員会（以下「調査委員会」といいます。）を設置し、再検討を行ってまいりました。これに関し、本日開催の当社取締役会において、調査委員会から調査結果の報告が行われました。

当社は、この調査結果を受け、過年度決算の訂正を行う方針を決定しました。今後、速やかに細部に対する検証・検討等を進めてまいります。現時点で認識しました過年度決算の訂正の概要について、下記のとおりお知らせいたします。

また、当社は今後、過年度決算の訂正作業を進めてまいります。当該作業と会計監査を並行して行うため、時間を要する見込みとなり、平成 22 年 3 月期第 3 四半期の四半期報告書について、金融商品取引法に定める提出期限の平成 22 年 2 月 15 日までに提出できないこととなりましたので、お知らせいたします。

過年度決算の訂正が必要となる事態に至りましたことを、株主・投資家の皆様、金融機関の皆様、お取引先の皆様のほか多くの関係者の皆様に、深くお詫び申し上げます。できるだけ早期に適切な開示を行い、過去の諸問題を一掃して新たな出発をすべく鋭意努力してまいりますので、今後とも皆様のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、過年度決算の訂正の概要は、現時点における予想であり、会計監査等の結果、変更となる可能性があります。

記

1. 調査委員会による調査報告と当社の対応

当社グループでは、平成 22 年 1 月 4 日付「第 2 四半期決算に係る損失処理等の再検討、調査委員会の設置および日本ビクターによる平成 22 年 3 月期半期報告書の提出遅延に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、当社の連結子会社であるビクターの欧州等の海外販売会社に係る損失、その他事業構造改革に伴う損失等（以下「本件損失等」といいます。）について、平成 22 年 3 月期第 2 四半期に一括処理するとの方針の下、当第 2 四半期決算において営業費用約 55 億円、営業外費用約 12 億円、特別損失約 9 億円の総額約 76 億円を計上いたしました。

その後、ビクターの平成 22 年 3 月期中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表等について監査法人と協議を行いましたが、本件損失等の期間帰属や損失額、処理方法などについてさらに検討が必要との結論に至り、当社グループの業務執行を行う経営陣から独立性を有する外部専門家および当社の社外取締役・監査役から構成される調査委員会を設置し、事実関係の調査などを受けることといたしました。

調査委員会のメンバーは、以下の4名です。

- 委員長 須藤 修 (弁護士 須藤・高井法律事務所)
- 委員 高野 角司 (公認会計士・税理士 高野総合会計事務所)
- 委員 柏谷 光司 (当社 社外取締役)
- 委員 鷲田 彰彦 (当社 社外監査役)

調査委員会では、本件損失等の処理等に関する事実関係の調査・検証、ならびに、当第2四半期会計期間で処理すべきものか過年度決算を遡及訂正すべきものか、その損失額や処理方法などの評価・検証が行われ、当社は、かかる調査に全面的に協力してまいりました。

今般、調査委員会による調査が終了し、当社は、本日開催の取締役会において、調査委員会から別紙「調査報告書(要旨)」のとおり調査結果の報告を受けました。

調査委員会による調査の結果、平成20年10月1日の経営統合によって当社連結子会社となったビクターにおける経営統合前からの決算に関して、不適切な会計処理があったことが判明いたしました。

そのため、調査報告はビクターに関するものとなっておりますが、過年度決算の訂正については、経営統合前のビクターにおける訂正(下記2.(1)①ご参照)と、経営統合によってビクターを連結子会社とした当社における訂正(下記2.(1)②ご参照)に大別されます。

当社といたしましては、不適切な会計処理が生じた背景や原因に関し、調査委員会の調査結果を真摯に受け止め、過年度決算の訂正作業を速やかに進めるとともに、すでに進めている対策に加え、抜本的な再発防止策を検討してまいります。

2. 過年度決算の訂正の概要

(1) 訂正の概要

①ビクターにおける過年度決算の訂正の概要

調査委員会の調査結果をふまえると、ビクターにおいては、平成17年3月期から当第2四半期までの本件損失等の合計が約170億円となり、当第2四半期に計上した約76億円の損失に比べると、約94億円の増加となります。

上記の本件損失等の合計約170億円のうち、経営統合前の損失処理の合計は約100億円、経営統合後当第2四半期までの1年間の損失処理は約70億円となり、当第2四半期において損失計上した約76億円と比べると、約6億円少なくなります。

損失処理の増加要因は以下のとおりです。これらによるキャッシュアウトの要素はほとんどないものと考えております。

- ・スペイン、オーストリア(ロシア・東欧を担当)、ドイツの販売会社における未処理販売促進費等の処理および在庫の再評価 約45億円
- ・オプティカルコンポーネント(光ピックアップ)事業(以下「OC事業」といいます。)などにおける過年度決算の訂正に伴う新たな減損損失 約28億円
- ・欧州サービス子会社の関税および退職給付引当金の計上、その他新たに加えた在庫の再評価など 約13億円
- ・本社会計処理に関わる未払費用等の誤計上の新たな修正 約8億円

②当社における過年度決算の訂正の概要

当社はビクターと株式会社ケンウッド(以下「ケンウッド」といいます。)の共同株式移転方式による経営統合により平成20年10月1日に新設されましたが、経営統合にあたっては、パーチェス法が適用され、ケンウッドが会計上の取得企業となったことから、被取得企業であるビクターの経営統合前の損益や純資産等は当社の連結財務諸表に承継されません。そのため、当社発足時の当社の損益や純資産等は、上記①のビクターにおける経営統合前の過年度決算の訂正による影響を直接的には受けず、ビクターの経営統合前の本件損失等の合計(約100億円)がビクターの純資産の減少となり、経営統合に伴って当社が認識すべき正または負ののれんに影響することとなります。その結果、これまで認識していた約32億円の「負ののれん」に代わって約68億円の「正ののれん」

(以下「のれん」といいます。)を認識すべきことになるとともに、当第2四半期までに計上した「負ののれん」償却額も取り消すことになるため、営業外収益が合計約16億円減少いたします。この「のれん」の処理に関しては監査法人と協議中であり、当第3四半期決算発表までに処理方法を決定する予定ですが、仮に経営統合時点で遡り一括損失処理するとした場合には平成21年3月期において約68億円の特別損失が発生いたします。

上記の「のれん」に関するものを除いた当社における損失処理は、ビクターにおいて上記のOC事業などの新たな減損処理(約28億円)などが生じるものの、当第2四半期に計上した約76億円の損失の多くがビクターの過年度の損失となるため、経営統合後当第2四半期までの合計で約70億円(上記の新たな減損処理などを含まず。)となり、当第2四半期において計上した約76億円と比べると約6億円少なくなります。

以上により、経営統合後の当社における本件損失等に係る損失処理および「負ののれん」償却額の取り消しによる影響額は、仮に「のれん」を一括損失処理するとした場合、合計約154億円となり、当第2四半期において損失計上した約76億円と比べると、約78億円の増加となります。これについても、キャッシュアウトの要素はほとんどないものと考えております。

ビクターにおける損失処理額

	経営統合前	経営統合後	左記合計
訂正前	—	約76億円	約76億円
訂正後(概算)	約100億円	約70億円	約170億円
影響額(概算)	約100億円増	約6億円減	約94億円増



当社への影響

	正または負ののれんへの影響		損失処理への影響	左記合計
訂正前	経営統合時 負ののれん約32億円	負ののれん償却額 約16億円計上済み	約76億円	
訂正後(概算)	正ののれん約68億円	負ののれん償却額 約16億円取り消し	約70億円	正ののれんを一括損失 処理するとした場合 約154億円
影響額(概算)	正ののれんを一括損失 処理するとした場合 特別損失 約68億円発生	営業外収支 約16億円減	約6億円減	正ののれんを一括損失 処理するとした場合 約78億円増

(2) 訂正を予定している決算短信、有価証券報告書等

一般の過年度決算の訂正に伴い、当社およびビクターについて、平成17年3月期から平成22年3月期第2四半期までの決算短信の訂正を行うとともに、同期間の有価証券報告書(内部統制報告書を含む)、半期報告書、四半期報告書について訂正報告書を提出する予定です。

なお、上記以外に、ビクターの連結財務諸表が含まれる平成20年6月11日付有価証券届出書および当社の連結財務諸表が含まれる当社の平成21年7月10日付有価証券届出書、ならびにビクターの平成21年3月期半期報告書が含まれている株式会社ケンウッドの平成21年3月期半期報告書の訂正も行う予定です。

3. 過年度決算短信および有価証券報告書等の訂正、および当第3四半期の四半期報告書の提出遅延

調査委員会の調査結果をふまえ、当社は、速やかに過年度決算の訂正作業を進めてまいりますが、当該作業と会計監査を並行して行うため、時間を要する見込みとなりました。

このような事情により、当社の決算短信の訂正および有価証券報告書等の訂正報告書は、提出が遅れておりますビクターの平成22年3月期半期報告書とともに、平成22年3月上旬までに提出する予定です。

これに伴い、当社の平成22年3月期第3四半期の四半期報告書は、金融商品取引法第24条の4の7第1項に定める提出期限の平成22年2月15日までに提出できないこととなりました。

また、当社の平成22年3月期第3四半期決算短信につきましても、平成22年2月15日までに提出できないこととなりました。

4. 監理銘柄(確認中)指定の見込みについて

上記のとおり、当社は、金融商品取引法に定める提出期限の平成22年2月15日までに平成22年3月期第3四半期の四半期報告書を提出できなくなりました。

東京証券取引所の有価証券上場規程施行規則第605条第1項第13号aにより、金融商品取引法に定める提出期限までに当該四半期報告書を提出できる見込みのない旨を開示した場合、当該銘柄を「監理銘柄(確認中)」に指定することとされており、東京証券取引所から投資家の皆様に対する注意喚起のために、当社株式が本日から「監理銘柄(確認中)」に指定される見込みです。

5. 今後の予定

(1) 当第3四半期決算発表および当平成22年3月期通期業績予想

上記の過年度決算の訂正に伴い、当第3四半期決算発表は平成22年3月上旬までに行う予定です。

当第2四半期に計上した約76億円の損失の多くは平成21年3月期以前に遡って訂正処理されるため、この遡及訂正による平成22年3月期連結業績への影響額が確定しだい、当第3四半期の損益の状況なども考慮した上で、平成22年3月期通期業績予想を見直し、当第3四半期決算と同時に公表する予定です。

(2) 再発防止策の策定

一般の結果は、経営統合前からのものとはいえ、当社連結子会社の会計処理に起因するものであり、当社として大変遺憾に思っております。当社では、経営統合を契機に連結経営の強化をはかり、特に当第2四半期以降、社内、第三者機関、上記の調査委員会において真相の究明を続ける中で、すでに対策を進めておりますが、今後二度とこのような問題が生じないよう、再発防止に向けた抜本的な再発防止策を早急に検討することといたしました。この再発防止策につきましても、調査委員会の提言もふまえて、過年度決算の訂正作業および会計監査と並行して検討を進め、内容が確定しだい、お知らせいたします。

以上

平成22年2月8日

JVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社
代表取締役会長 兼 社長 兼 CEO 河原 春郎 殿

調査委員会

委員長	須 藤	修
委員	高 野	角 司
委員	柏 谷	光 司
委員	鷺 田	彰 彦

調査報告書（要旨）

当調査委員会は、貴社より依頼を受けた依頼事項につき、以下のとおり調査の結果の要旨をご報告申し上げます。なお、以下の報告にあたっては、純粋持株会社である貴社については、「貴社」あるいは「HD」と表記するほか、その完全子会社である日本ビクター株式会社を「JVC」と略称で表記するとともに、欧州販売子会社の名称や事業部名なども貴社で通用している略称で表記しています。なお、年号は05年などのように西暦表記により、かつ下2桁のみで表記しました。

（目次）

第1	調査依頼事項	・・・2
第2	調査の実施方法	・・・2
第3	不適切な会計処理による損失	・・・2
第4	再発防止策の提言	・・・6

第1 調査依頼事項

当委員会は、

- ① 貴社連結子会社に係る損失処理等の再検討に際して必要となる事実関係の調査、並びに、2010年3月期第2四半期会計期間で処理すべきものか過年度の連結財務諸表等を遡及訂正すべきものか、その損失額の確定や処理の方法等を含めた評価・検証作業を行うこと。
- ② 再発防止策の提言
- ③ その他貴社が必要と認める事項

以上の各事項について、調査のうえ、貴社に対し回答することの依頼を受けました。

第2 調査の実施方法

当委員会は、2010年1月6日以降関係者からの聴き取り調査を延べ40人以上を対象として実施し、かつ純粋持株会社である貴社(以下「HD」といいます)及び貴社連結子会社の日本ビクター(以下「JVC」といいます)などに保管されている資料(取締役会議事録などの各種議事録、会議資料および当委員会が指定した取締役・従業員に関し、一定のキーワードによって検索したメールなど多数の資料。なお、メールについては専門機関に調査を依頼し、絞り込まれたものを当委員会にて検討した。)を精査するとともに、JVCのスペイン販売子会社(JVC ESPANA S.A.)(以下「JSP」といいます)、ドイツの販売子会社(JVC DEUTSCHLAND GMBH.)(以下「JDL」といいます)および中国の販売子会社(JVC (China) Investment Co., Ltd.)(以下「JCC」といいます)には当委員会傘下の公認会計士を派遣し、かつ現地公認会計士も動員して現地の各社に保管されている会計帳簿・証憑書類などを網羅的に調査しました。なお、JDLにおける現地調査は延べ20人の公認会計士等によって5.5日間、JSPにおける現地調査は延べ59人の公認会計士等によって7日間、またJCCにおける調査は延べ2人の公認会計士によって2日間に亘り実施しました。

ちなみに、これら現地での調査には、いずれの販売子会社についても、あずさ監査法人からも公認会計士が立会い、監査法人としての立場から作業の確認を行ないました。

こうした調査の結果、当委員会は、次の事実を認定しました。

第3 不適切な会計処理による損失

1 スペイン、ドイツにおけるディスプレイ事業

JVCのディスプレイ事業（テレビ事業）は、とりわけ05・06年以降サムソン・LGなどの韓国メーカーの価格攻勢に晒され、それまで一定程度のマーケット・シェアを有していた英国、ドイツ、オランダ、スペインにおいて急速に価格競争力を失うに至りました。

こうした状況の中で、JVCは、かかるマーケットの変化に対し、有効かつ適切な対応策を打ち出すことができなかつたため、とりわけ売上至上主義を採る現地営業部門を抱えていたJSPおよびJDLにおいては、日本人経営幹部のコントロールが浸透せず、売上げを維持するために販促費・価格対策費などの営業関係経費が増加の一途を辿りました。

こうした事態に対し、これら欧州販売会社を統括する責任を負っていた欧州統括会社（JVC Europe Ltd.）（以下「JEL」といいます）において、JSP・JDLなどの傘下の販売会社に対し、自主責任経営の名の下に自ら設定した事業計画の達成を強く求めた結果、一挙に増加した営業関係経費が表面化することによって損益が悪化することを怖れたJSPおよびJDLの各経営幹部は、JELとも相談のうえ、翌期以降の利益で吸収または損失に計上するとの前提の下に、それら増大した営業関係経費を当期に損失として計上することを回避し、損失処理を先延ばしすることとしました。

しかしながら、その後07年ころからの米国発の金融危機がそのまま欧州にも伝播し、大不況、耐久消費財の急減という事態に陥ったのにもかかわらず、JVCは、欧州におけるディスプレイ事業につき有効かつ適切な経営戦略を展開できず、翌期以降の収益状況も改善しなかつたため、JSPにおける未処理損失額は膨れ上がるとともに、08年にはJDLにおいても営業関係経費を未処理とする不適切な会計処理がなされるに至りました。JSPやJDLを指導監督すべき立場のJELにおいて、かかる処理を容認したのは、JELの経理責任者において、JELの利益目標達成に貢献する役割を担ったことに依るものです。

JDL及びJSPにおいては、これら未処理の営業関係経費の処理に加えて、在庫評価損その他により、一部は05年3月期まで遡って、総額で約63億円の損失が見込まれます。

（注）上記における損失額は、2010年3月期第2四半期会計期間までの累計額を記載しており、以下同様です。

2 中国における事業

JCCにおいては、カムコーダ事業やオーディオ事業にかかる販促費等につき、ディーラーとの関係につき必ずしも経済合理性が貫徹しえないマーケット特性の影響もあって、不適切な会計処理がなされる結果となりました。これは、JCCにおいて、ディーラーとの取引を

合理的ならしめるべく、信用取引をやめ前金取引にしたことから生じた損失を適正に処理しなかったものであり、取引の切り換えということ契機として発覚したものです。その意味で、今般の一連の調査で判明したものではありませんが、意図的な不適切な会計処理ではなく、結果的に不適切な会計処理となったと云うべきものであり、JDL・JSPのような構造的な要因によるものではなく、偶発的要因によるものと整理しえます。

JCCに関しては、未処理販促費等の処理に加えて、売掛金の引当処理その他により、07年3月期まで遡って約13億円の損失が見込まれます。

3 ロシアのディスプレイ事業

上記2と同じように取引の切り換えに伴って生じた損失を適正に会計処理しなかったのがオーストリア所在の販売子会社（JVC International (Europe) GmbH）（以下「JIN」という）（ロシアを含む東欧圏を担当する販売子会社）のケースです。これもJINが従前行なっていた特区の特性を利用した取引が衰退し、それに代替すべく行なわれた取引についての回収リスク及び為替リスクの認識が適正になされていなかったことによって生じた不適切な会計処理であって、当該取引の切り換えを実行した営業担当者が会計処理に関し適切な知識を有していなかったことに起因するものであって偶発的要因によるものです。したがって、これも意図的な不適切な会計処理ではなく、結果的に不適切な会計処理となったというべきものです。

JINに関しては、売掛金の損失処理及び為替差損に加えて、在庫評価減その他により、08年3月期まで遡って約22億円の損失が見込まれます。

4 OC（オプティカルコンポーネント）事業

OC事業は、車載用CD、DVDメカドライブに用いる光ピックアップ事業にかかわるもので、本事業に関する不適切な会計処理は、取引の切り換えに際して生じたものでなく、事業に専属していた経理担当者の交替に伴ってその内容が発覚したものです。この不適切な会計処理は、JCCやJINのような偶発的要因によるものではなく、JDLやJSPにおける不適切な会計処理と同根であります。すなわち、OC事業部において長年に亘り経理を担当していた社員が、自主責任経営における利益目標達成に貢献する役割を担ったことに依るもので、JELの経理責任者と同じ過ちを犯したものです。

OC事業に関しては、タイ生産子会社（JVC OPTICAL COMPONENTS (THAILAND) CO., LTD.）からの未収金や生産ロス、滞留在庫等にかかわる損失を含め、一部は04年3月期以前に遡って約18億円余の損

失が見込まれます。

5 減損関連

上記1ないし4などにより、過去に遡って損失を計上することにより、新たに会計上、固定資産について、09年3月期まで遡って、総額約28億円の減損処理をする必要があります。その他、清算手続中のイギリス生産子会社（JVC Manufacturing U.K. Limited）が過去に行った減損処理の時期の訂正などをする必要があります。

6 その他

欧州に於ける生産子会社（JVC Video EUROPE GmbH）にかかわる追徴関税および退職給付引当金の引当不足等により約11億円の費用計上漏れ、本社の会計処理にかかわる04年3月期の未払費用誤計上を含む修正に関連して約8億円の損失計上、上記以外の海外子会社関連で約7億円の未処理費用や引当不足などがありました。

7 発覚の経緯

このように、欧州ディスプレイ事業における主要な販売会社であるJSPおよびJDLにおいて不適切な会計処理がなされているという事実は、09年5月にはJVC本社にも伝えられましたが、08年10月にケンウッドとの経営統合を実現したJVCにおいては、統合後も連結経営の実施に一定の移行期間を設けることを主張するとともに、かかる事実をHDに対して開示することを怠っていたため、かかる事実がHDの知るところとなったのは、09年6月に開催されたHDの株主総会以降において、大幅なJVCとケンウッドの交換人事やHD経営体制の刷新が行なわれ、HDのガバナンス体制が確立したのちの09年7月末にずれ込むこととなりました。

HDにおいては、こうした事態の発覚をうけて経営監査室を中心とする社内監査をすすめるとともに、外部の専門機関による調査を実施することによって、JSPおよびJDLにおける不適切な会計処理以外にも、それらとは異なる類型の不適切な会計処理がなされていることを知るに至りました。

当委員会は、これら一連の調査を踏まえて、上記のとおり、不適切な会計処理の全容を把握したのですが、1年余り前まで上場企業であったJVCにおいてありうべからざる事であり、この際、膿を出し尽くして再出発をするうえでは一掃すべき不適切な処理と考えます。

8 結論

当委員会は、HDからの依頼を受けて、貴社が2010年3月期第2四半期会計期間において行なった貴社連結子会社に係る損失処理を

基礎づける事実に関し、冒頭に記載したような調査を実施し、その結果、上記の各類型ごとの事実を認定したところ、かかる認定事実は貴社が前記損失処理の際に前提としていた事実と比べ、その内容が異なっている点があり、その会計上の位置づけが異なっていると判断しました。そこで、当委員会は、かかる認定事実に基づき、上記各類型ごとの損失について、個別に述べたとおり、過年度の連結財務諸表等を遡及訂正すべきであるとの結論に至りました。なお、当委員会における調査にあたっては、あずさ監査法人においても、監査法人としての立場から監査手続を併行して進めており、当委員会においては、かかる調査によって得られた情報を参考にするとともに、かつ同監査法人によって指摘された事項について誠実に対応し、本調査に関し、網羅性の点で遺漏なきよう最大限の配慮をしました。なお、本報告日現在あずさ監査法人による監査手続は完了しておりません。

第4 再発防止策の提言

先ず、今般の事案が発覚した経緯に関し、一言述べますと、統合会社発足時（08年10月）は、JVCの考えもあり、連結経営等の実施にも移行期間を設けるなど、HDのガバナンスの徹底が遅れていたところ、09年6月に開催された株主総会以降は、大幅なJVC、ケンウッドの交換人事やHD経営体制の刷新等が直後に行われHD体制が機能強化しました。かかるHD体制強化の過程で本件事案が発覚したことは、今後もかかる体制強化を一層すすめるべきであるという観点から特記すべきと考えます。

ところで、当委員会が調査したところによりますと、JSPおよびJD Lにおいて不適切な会計処理がなされたことの根源はマーケットの変化に対し有効かつ適切な対応をなしえなかった経営の不在にありますが、①自主責任経営の名の下に販社および事業部に利益目標を設定させて、販社および事業部をして、その達成に邁進する企業風土が確立されていたこと ②マーケットに対するリサーチシステムが機能しておらず、それ故に一旦設定された利益目標をマーケットの状況に適切かつ柔軟に対応させるシステムを欠いていたこと ③販社による目標達成については、地域統括会社に責任をもたせ、地域統括会社をして、その達成責任を負わせたことから、販社に対し過剰なプレッシャーが加わったこと ④地域統括会社による販社に対する利益目標達成のモニタリングのための責任を経理部門に負わせたこと などの要因が相互に影響し合っており、今般明らかとなった不適切な会計処理がなされるに至ったものと帰結しえます。さらにOC事業部における不適切な会計処理を視野に入れると、経理部門を経営を補佐し経営による業績達成にいわば連帯責任を負わせるようなJVCの企業風土にも不適切な会計処理を生む要因があったと思われる。

こうした背景に加え、JVCにおいては、金融商品取引法が前提とする内部統制システム（COSOモデルを範とするもの）が適切に運用されていないことが、JVCの複数の販社および事業部で不適切な会計処理を生んだ原因となっています。

こうしたことから、一般的な再発防止策としては、次のことを提言します。かかる提言は、主に子会社のJVCに関するものでありますが、純粋持株会社としての貴社についても言及しています。

- ① 企業風土改善のために経営者がリーダーシップをとること。
- ② 不適切な会計処理のリスクに対応するため、全社レベルで組織・体制を整備し運用し、業務プロセスにおける手続きを整備し運用すること。

不適切な会計処理に関する情報が、適時かつ適切に処理及び伝達されるよう努めること。

- ③ 策定した再発防止策について、JVCだけでなく貴社としてもモニタリングを行うこと。

以上